北海道農業再生協議会令和７年度第２回水田部会　次第

（日　時：令和７年 10 月 17 日(金)13:30～15:00
場　所：第二水産ビル　４階　「４Ｓ会議室」）

１　開　会

２　挨　拶

３　議　題

（１）令和８年産北海道米の「生産の目安」の基本的な考え方について（案）

（２）令和８年度産地交付金の基本的な考え方について（案）

（３）今後の水田部会の開催スケジュールについて

（４）その他

４　閉　会

資料１－１

北海道米をめぐる状況

１　令和７年産水稲の作柄状況

（単位：ha、トン）

			５年産　①	②-①	６年産　②	③-②	７年産　③ (R7.9.25)
全国		作付面積	1,531,000	▲17,000	1,514,000	+6,000	1,520,000
		(主食用)	(1,242,000)	+17,000	(1,259,000)	+108,000	(1,367,000)
	北海道	作付面積	101,700	+1,100	102,800	+3,300	106,100
		(主食用)	(82,200)	+1,500	(83,700)	+6,700	(90,400)
		収穫量	540,200	+22,200	562,400	－	未発表
		(主食用)	(475,900)	+19,600	(495,500)	+22,500	(518,000)
		作況単収指数	（参考）104		（参考）103		98

資料：農林水産省「作物統計」
注1　：作付面積には青刈り面積を含む。
注2　：収穫量は子実用で、ふるい目幅1.7㎜で記載。

２　主食用米等の需給見通し（令和７年９月）

（単位：万トン）

			7年5月　①	②-①	7年9月　②
令和7/8年	令和７年６月末民間在庫量	A	158	-1	157
	令和７年産主食用米等生産量	B	683	+45～62	728～745
	政府備蓄米供給数量	C	-	-	24
	令和７/８年主食用米等供給量計	D=A+B+C	841	+67～85	908～926
	令和７/８年主食用米等需要量	E	663	+34～48	697～711
	令和８年６月末民間在庫量	F=D-E	178	+20～51	198～229

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

３　需要実績の推移

（単位：万トン）

		3/4年　①	②-①	4/5年　②	③-②	5/6年　③	④-③	6/7年　④ (速報値)
全国		701.5	▲10 ▲1%	691.1	+14 2%	704.9	+6 1%	710.6
	北海道	53.4	▲0 ▲0%	53.4	+0 0%	53.4	▲5 ▲10%	48.1

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

4　民間在庫量の推移

（単位：千トン）

		R5.8月末　①	②-①	R6.8月末　②	③-②	R7.8月末　③
全国		1,040	▲390	650	+180	830
	北海道	91	▲42	49	+26	75

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注1：対象は、年間取扱数量500トン以上の出荷業者及び年間取扱量5,000トン以上の販売業者。
注2：ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

5　相対取引価格の動向

（単位：円/60kg）

	５年産　① (出回り～6年10月)	②-①	６年産　② (出回り～7年8月)
北海道ななつぼし	15,655	+11,348	27,003
北海道ゆめぴりか	16,452	+11,549	28,001
北海道きらら397	15,102	+11,196	26,298

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

資料１－２

北海道米に関する意見交換会

昨夏の米の品薄状況やその後の価格高騰、政府備蓄米の売渡しなど、米への関心が高まっており、様々な情報が溢れ、多くの方々から不安の声が寄せられる中、北海道では、こうした不安を解消し、米に関係する方々の互いの情報や思いを共有しながら、理解醸成を図ることが重要と考え、今般、生産から集荷、卸、販売、消費など各段階の関係者を集めた意見交換会を開催しました。

国では、総理を議長とした「米の安定供給等実現関係閣僚会議」を開催し、今後の米政策などについて議論を進めることとされている中、国における議論の参考となるよう、地域の声を届けたいと考え、意見交換会において、生産者のみならず消費者や流通関係者など出席者の総意としてまとめた内容や、主な意見などについて、次のとおりお伝えします。

記

１　まとめ

○　米は主食であり、自給率も高く今後とも大切な食べ物である。

○　将来にわたり「米の安定的な生産･供給」が望まれており、国内有数の産地である北海道への期待は大きい。

○　そのためには、「理解醸成」、「納得感のある価格形成」、「備蓄米を含めた余裕のある在庫の確保」が重要である。

２　主な意見（詳細は別紙）

・短期的には急騰した米価の落ち着き、中長期的には生産･供給の安定を望む。

・今後の対策を考える上でも、世間の不安解消のためにも、今般の米不足や価格高騰の要因、備蓄の在り方も含め、国における速やかな検証･公表が重要。

・今後、国による精緻な需給見通しの公表と丁寧な説明が重要。

・価格については、生産･流通･消費どこかに負担を強いるものは長続きせず、それぞれが納得できる価格形成が重要。

・米の安定生産･供給に向けて北海道への期待は大きく、増産目標にも自信を持って取り組むとともに、道内の実情についての国への伝達や、道内関係者間の理解醸成の場づくりが必要。

令和７年８月　北海道

出席：(一社)北海道消費者協会、(株)ラルズ、(株)千野米穀店、(一社)北海道全調理師会、北海道ホテル旅館生活衛生同業組合、北海道鮨商生活衛生同業組合、北海道食糧事業協同組合、北海道農産物集荷協同組合、北海道農民連盟、北海道農業用同組合中央会、ホクレン農業協同組合連合会、農林水産省北海道農政事務所
※このほか、イオン北海道(株)、生活協同組合コープさっぽろ、(株)セコマは当日欠席・事前にコメント提供

資料１－３

需給見通し（案）のポイント

令 和 ７ 年 ９ 月

農林水産省

農　　産　　局

R7/8年の需給見通しに関する基本的な考え方（案）

これまで

○　需要見通しは、１人当たりの消費量の減、人口減少等による需要のマイナス・トレンドの継続を前提として算定。

○　生産見通しは、次年度の期末在庫量の水準を踏まえて設定。

○　いずれも、玄米ベースのみで算定。

R7/8年の需給見通し

○　需給を把握するためには、玄米ベースのみでなく、精米ベースでの把握が必要。

○　需要見通しは、人口減少や直近の１人当たり精米ベースの消費量の実績、インバウンド需要の動向、精米歩留りを考慮して幅で設定。

　これを検証するものとして、とう精数量・精米歩留りの実績を踏まえた需要量の推計を行う。

○　生産見通しは、６月末時点の水田における作付意向面積や直近の単収、８月15日現在の10ａ当たり収量の見込みを考慮して幅で設定。（９月25日現在の予想収穫量を踏まえて変更）

令和7/8年の主食用米等の需要見通しの算出（見直し）　【精米ベースで算出】

○　１人当たり消費量は、直近５年ではマイナス・トレンドとなっておらず、直近の需要の動向を反映するため、直近５年の平均値と最大値の幅を持って設定。

○　その上で、人口推計やインバウンド需要を考慮して、需要見通しを幅を持って設定。

【令和7/8年の主食用米等の需要見通しの算出方法】

Ⅰ　１人当たり消費量（精米ベース）の算出

①　直近5年（令和2/3年～6/7年）の需要実績（精米ベース）から当該年のインバウンド需要を減じた上で、当該年の人口で除し、各年の1人当たり消費量（精米ベース）を算出

（※需要実績にはインバウンド需要が含まれているため、これを減じた上で、人口で除し、日本在住者の1人当たり消費量を算定）

（需要実績－インバウンド需要）÷人口 ＝ 1人当たり消費量

②　①で算出した直近5年の1人当たり消費量の平均値と最大値の幅をもって設定

Ⅱ　需要見通し（精米・玄米ベース）の算出

①　Ⅰの②で算出した「平均値」と「最大値」について、令和7年の人口（推計値）を乗じた上で、令和7/8年のインバウンド需要（試算）を加え、需要見通しを算定

（1人当たり消費量 × 人口推計）＋インバウンド需要（試算） ＝ 需要見通し

②　①で算出した精米ベースの需要量見通しについて、精米歩留りの直近5年の実績ベースの幅（直近5年平均値、直近5年最低値）をもって玄米換算

（参考1）1人当たり消費量（精米ベース）の推移

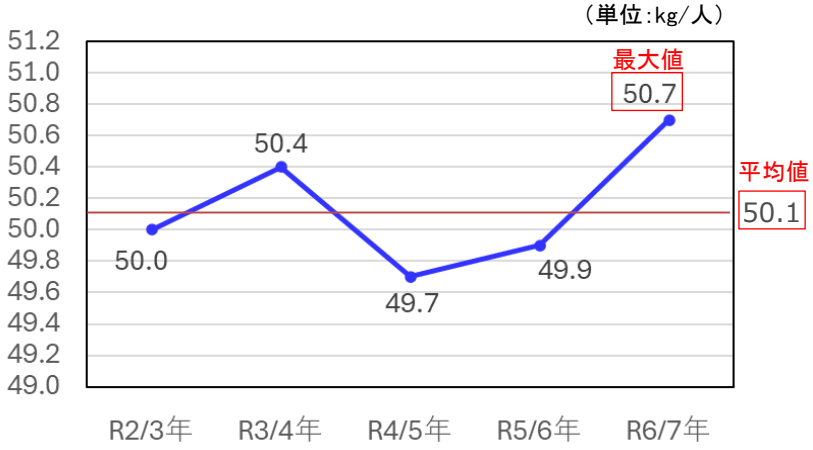

（参考2）訪日外国人による米の需要量の推移

（単位：万ﾄﾝ）

R2/3	R3/4	R4/5	R5/6	R6/7	R7/8（推計値）
0.0	0.1	1.9	5.1	5.7	6.1

（参考3）精米歩留りの推移

（単位：%）

2年産	3年産	4年産	5年産	6年産	5年平均
89.7	90.3	90.0	88.6	89.2	89.6

令和7/8年の主食用米等の需要見通しの算出

【算出のポイント】

① １人当たり消費量：マイナストレンド⇒直近５年の実績ベースを幅で設定
② インバウンド需要：新たに需要量に盛り込む
③ 精米歩留まり：直近５年の実績ベースを「幅」で設定

【令和7/8年の主食用米等の需要見通しの算出方法】

Ⅰ　1人当たり消費量（精米ベース）

①直近5年平均値

（直近5年平均 需要実績：629万トン － 直近5年平均 インバウンド需要量（試算）：2．6万トン）÷ 直近5年平均人口：124,950千人 ＝ 直近5年平均 一人当たり消費量（インバウンド需要除く）：50．1kg/人

②直近5年の最大値（令和6/7年）

（令和6/7年 需要実績：633万トン － 令和6/7年 インバウンド需要量（試算）：5．7万トン）÷ 令和6年人口：123,802千人 ＝ 令和6/7年 一人当たり消費量（インバウンド需要除く）：50．7kg/人

Ⅱ　令和7/8年需要量（玄米ベース）

一人当たり消費量（インバウンド需要除く） × 令和7年人口（推計値） ＝ 令和7/8年需要量（インバウンド需要除く） ＋ 令和7/8年 インバウンド需要量（試算） ＝ 令和7/8年需要量【精米ベース】

50．1kg/人 × 123,220千人 ＝ 617．9万トン ＋ 6．1万トン ＝ 624．0万トン
～
50．7kg/人 × 123,220千人 ＝ 624．5万トン ＋ 6．1万トン ＝ 630．6万トン

／0.896
玄米換算
／0.886

令和7/8年需要量【玄米ベース】
697．2万トン
～
710．9万トン

（参考1）一人当たり消費量（精米）の推移

	需要実績（万トン）		インバウンド需要（万精米トン）②	人口（千人）③	1人当たり消費量（精米kg）(①−②)÷③
	玄米	精米①			
R2/3年	704.0	631.3	0.0	126,146	50.0
R3/4年	701.5	632.8	0.1	125,502	50.4
R4/5年	691.1	622.3	1.9	124,947	49.7
R5/6年	704.9	626.2	5.1	124,352	49.9
R6/7年	710.6	633.1	5.7	123,802	50.7
5年平均	702.4	629.1	2.6	124,950	50.1

（参考2）精米歩留りの推移

（単位：%）

2年産	3年産	4年産	5年産	6年産	5年平均
89.7	90.3	90.0	88.6	89.2	89.6

令和７/８年の主食用米の生産見通しの算出（試算）【精米ベースで算出】

【令和7/8年の主食用米等の生産見通しの算出方法】

Ⅰ　水田における作付意向（令和7年6月末時点）

各県の令和7年6月末時点の主食用米の作付意向面積　：　全国計136.3万ha

Ⅱ　令和7年産水稲の8月15日現在における10a当たり収量の前年比見込み

7年産水稲の10a当たり収量の前年比見込み		都道府県数
上回る	（対前年比　106%以上）	1
やや上回る	（対前年比　105%～102%）	12
前年並み	（対前年比　101%～　99%）	29
やや下回る	（対前年比　98%～　95%）	4
下回る	（対前年比　94%以下）	0

Ⅲ　令和7年産主食用米の生産見通し

令和7年産主食用米の生産見通しは、

① 各県ごとに、Ⅰの**主食用米作付意向（6月末時点）面積（ha）**に**前年（6年産）の10a当たり収量**及びⅡの**令和7年産水稲の8月15日現在における10a当たり収量の前年比見込み**（**上限値**及び**下限値**）を乗じて生産見通しを算出

7年産 主食用米生産見通し	＝	7年産 主食用米作付意向面積	×	6年産 10a当たり収量	×	7年産 10a当たり収量の 前年比見込み （上限値、下限値）

② ①の各県別の生産見通しを合計した全国計の最大・最小値を幅をもって設定した上で、精米歩留りの直近5年平均値と最低値を用いて、幅をもって精米ベースの生産量を設定。

➡ **精米ベース：　645　～　668万トン**

歩留り0.886 ⇕　　⇕ 歩留り0.896　（※）

玄米ベース：　728　～　745万トン

※　本年10月中旬公表予定の作物統計調査（9/25現在の予想収穫量）が公表された以降は、当該数値に置き換え（ふるい目幅1.7㎜以上（参考値）に加え、農家ふるい目以上での収穫量も付記）

令和７／８年の需給見通し（案）

令和7年5月　基本指針

【令和6/7年の主食用米等の需給見通し】

（万トン(玄米)）

令和６／７年	令和６年６月末民間在庫量	A	153
	令和６年産主食用米等生産量	B	679
	令和６/７年主食用米等供給量計	C＝A+B	832
	令和６/７年主食用米等需要量	D	674
	令和７年６月末民間在庫量	E＝C－D	158

【令和7/8年の主食用米等の需給見通し】

（万トン(玄米)）

令和７／８年	令和７年６月末民間在庫量	E	158
	令和７年産主食用米等生産量	F	683
	令和７/８年主食用米等供給量計	G＝E+F	841
	令和７/８年主食用米等需要量	H	663
	令和８年６月末民間在庫量	I＝G－H	178

注1：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。
注2：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、SBS方式による輸入米は含まれない。

需給見通し(案)

【令和6/7年の主食用米等の需給実績(速報値)】

			（万トン(精米)）	（万トン(玄米)）
令和６／７年	令和６年６月末民間在庫量	J	135	153
	令和６年産主食用米等生産量	K	606	679
	政府備蓄米供給数量	L	32	36
	令和６/７年主食用米等供給量計	M=J+K+L	773	868
	令和６/７年主食用米等需要量	N	633	711
	令和７年６月末民間在庫量	O＝M－N	140	157

【令和7/8年の主食用米等の需給見通し】

			（万トン(精米)）	（万トン(玄米)）
令和７／８年	令和７年６月末民間在庫量	O	140	157
	令和７年産主食用米等生産量	P	645～668	728～745
	政府備蓄米供給数量	Q	21	24
	令和７/８年主食用米等供給量計	R=O+P+Q	807～829	908～926
	令和７/８年主食用米等需要量	S	624～631	697～711
	令和８年６月末民間在庫量	T=R−S	176～205	198～229

注1：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。
注2：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、SBS方式や枠外の民間輸入（令和6/7年：約4万実トン）による輸入米は含まれない（財務省「貿易統計」より。）。
注3：令和7年産の予想収穫量（9月25日現在）や精米歩留り率等が判明した後に、これらを需給見通しの各数値に適宜反映させる。

資料２

８年産「生産の目安」の運用改善及び産地交付金等の検討に向けたアンケート調査結果取りまとめ

回答協議会数　　121 協議会中　　115 協議会

問１ 「７年産「生産の目安」の基本的な考え方」４の（１）「原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示する」に関連して、令和６年産米において、貴協議会で「生産の目安（地域間調整後）」に即した作付が行われているかどうかお聞きします。

問1-1　４年産から、地域協議会は、原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示することとしていますが、以下の中から、現在の貴協議会の実態に一番近いものを選択してください

項　目	協議会数		【参考】昨年の調査結果	
① 生産者ごとに「生産の目安」を提示しており、「実際の作付面積」は、「生産の目安」どおりとなっている。	67	(58%)	59	(54%)
② 生産者ごとに「生産の目安」を提示しているが、一部生産者の作付動向を地域協議会では把握できない。	16	(14%)	16	(15%)
③ 生産者ごとに「生産の目安」を提示していないが、結果的に、地域協議会全体の「実際の作付面積」は、「生産の目安」どおりとなっている。	26	(23%)	28	(25%)
④ 生産者ごとに「生産の目安」を提示しておらず、生産者の作付動向を地域協議会では把握できない。	6	(5%)	7	(6%)
合計	115	(100%)	110	(100%)

問1-2　問1-1で②と回答した方に伺います。前問で回答した「（作付動向を把握できていない）一部生産者」の人数や面積を教えてください。

①協議会	53 人中	24 人程度	38 ha中	15 ha程度
②協議会	32 人中	2 人程度	80 ha中	1 ha程度
③協議会	242 人中	2 人程度	3,764 ha中	69 ha程度
④協議会	109 人中	2 人程度	1,147 ha中	16 ha程度
⑤協議会	67 人中	1 人程度	882 ha中	2 ha程度
合計	503 人中	31 人程度	5,911 ha中	103 ha程度

＜参考：昨年のアンケート時点＞

A協議会	213 人中	177 人程度	1,253 ha中	1,163 ha程度
B協議会	108 人中	2 人程度	1,063 ha中	16 ha程度
C協議会	72 人中	1 人程度	1,454 ha中	13 ha程度
D協議会	61 人中	11 人程度	503 ha中	87 ha程度
E協議会	46 人中	10 人程度	211 ha中	50 ha程度
合計	393 人中	180 人程度	3,770 ha中	1,192 ha程度

【把握できない生産者が増えている場合、その理由や背景（抜粋）】

（協議会からの回答内容　抜粋）
・米価の高騰により、非主食用米への転換が推奨できない。

問1-3　問1-1で①又は②と回答した方に伺います。生産者ごとに「生産の目安」を提示した後、実際の作付動向等に応じ、地域協議会全体で深掘りが起こらないような調整を行っていますか？

項　目	協議会数	【参考】昨年の調査結果
①　調整を行っている	54	47
②　調整は行っていない	28	27
合計	82	74

【具体的な調整の方法】

項　目	協議会数	【参考】昨年の調査結果
①　生産者ごとに目安を提示後、作付動向等を把握しながら、地域内で調整を行う。	21 協議会	15
②　非主食用米への誘導。	23 協議会	27
③　ＪＡ間の地域間調整。	3 協議会	3

※　延べ数

（協議会からの回答内容　抜粋）
・個人ごとの「生産の目安」を超過している生産者に対して、加工用米などへの用途変更などの取組みを推進 ・地域全体集計後、目安を上回った場合は個別確認及び地域間調整（ＪＡ内地域協議会との調整含む）にて対応。

【調整を行わない（行えない）理由や背景】

項　目	協議会数
目安に強制力が無い（個人の経営判断と認識）	3 協議会

※　延べ数　　※「そもそも深掘り・超過してない」「小面積」という理由はカウントから除外

（協議会からの回答内容　抜粋）
・生産の目安は強制ではないため、調整は行っていない。調整するにしても守らなかった場合のペナルティがどういうものか具体的に説明できない。

問1-4　問1-1で③と回答した方に伺います。生産者ごとに「生産の目安」を提示していないに関わらず、「実際の作付面積」が概ね「生産の目安」どおりとなる理由や背景を教えてください（昨年と同じ場合でも記述をお願いします）。

（協議会からの回答内容　抜粋）
・当産地では水稲作付（水張の維持）を推奨しており、交付対象水田の維持により、後継者や新規就農者への農地の流動、集積を行い地域農業を維持したいと考えており、個別の目安面積提示は生産意欲に対する抑制であり、生産者感情を逆なでるものと考えているため提示はしていない。産地間協議等により目安面積の再調整でも目安をオーバーする場合は深堀を行い、目安内になるよう努力している。 ・個人ではなく地域ごとに目安を提示した中で、作付意向を集計し、主食用米作付意向の生産者に個別に加工用米、飼料用米、輸出用米への協力を依頼し調整。

問1-5　問1-1で④と回答した方に伺います。今後、「生産の目安」に即した作付に向けて、貴協議会で改善する予定がある場合は、どのように改善する予定かを教えてください。また、改善する予定が無い場合は、その理由や背景を教えてください。

項　目	協議会数
①　改善する予定がある。	2
②　改善する予定は無い。	4

【改善する予定が無い理由や背景など】

（協議会からの回答内容　抜粋）
・一度集計した後、必要に応じて生産者別に生産の目安を提示・協議している。しかし、昨今の米価上昇により、加工用米、新規需要米への出荷量が減っている状況であり、生産者毎に目安を提示することは、その目安が過去の減反政策とは異なり強制力をもっていない以上、生産者とのトラブルに繋がる恐れがあると考えており、目安の提示・協議には慎重な姿勢である。

問２ 「７年産「生産の目安」の基本的な考え方」４の（１）「農業団体・集荷業者等と連携し、生産者の作付意向の把握に努め、必要に応じて生産者間の「生産の目安」の調整等を行う。」に関連してお聞きします。目安の提示後、農業団体・集荷業者等と連携し、生産者の作付意向の把握に努め、必要に応じて生産者間の目安の調整等を行っているか教えてください。

項　目		協議会数	
① 調整している、必要に応じて農業団体や集荷業者間の調整ができる体制が整っている。		46	(40%)
② 農業団体内、集荷業者内それぞれで調整している、必要に応じて調整できる体制が整っている。		31	(27%)
③ 調整できない、しない		38	(33%)
	うち、ア)生産者に目安の提示を行っていないため	12	(32%)
	うち、イ)目安を調整する考えがないため	17	(45%)
	うち、ウ)連携できない農業団体・集荷業者がいるため	6	(16%)
合計		115	(100%)

問３　７年産の「生産の目安」については、12月24日の水田部会において、主食用米で87,054haと設定したものの、その後、３月からはじまった政府備蓄米の買戻し条件付き売渡しを受けて、４月22日の水田部会で更に3,000haの追加を決定し、合計90,054haとしました。

追加設定という取組自体、前例のないことであり、地域協議会においては、追加目安の扱いや地域間調整などにより、事務的な負担もあったかと思います。結果的には、ほぼ目安に沿った作付となる見込みではありますが、追加設定したことについてお伺いします。

項　目	協議会数
① 評価している	65 協議会
② 評価していない（追加設定をすべきではなかった）	12 協議会
③ 評価していない（追加設定面積が少なすぎた）	8 協議会
④ その他	30 協議会

【その他の具体的な内容】

（協議会からの回答内容　抜粋）
・追加設定の時期が遅すぎた。追加が決定した4月22日には多くの生産者が播種作業を終えており、追加分を諦めざるを得ない状況。結果として目安に沿った作付けとはなったが、生産者の混乱と不公平感を招いた。 ・追加設定の必要性は十分理解し評価もするが、地域間調整を前提とした一律配分については、検証すべきではないか。（主食用米の作付意向や政府備蓄米の作付実績を勘案するなど） ・当初目安を超過していなかった協議会に追加配分は必要なかったのではないか。必要なかった事務的な負担が増えた。

問４　今般の米をめぐる情勢を踏まえ、８年産の「生産の目安」検討に当たり、ご意見を伺います。
全道の「生産の目安」は、現在、農業団体・集荷団体の販売計画、国の示す需給見通し・都道府県別需要実績、北海道米の民間在庫量の状況、地域協議会から報告される作付意向等を総合的に勘案して算定しています。
現時点で、こうした基本を大きく変えることは考えていませんが、昨今の需給や価格の変動が大きい中でも北海道米の安定供給のために、どのような対応が必要と考えているかご意見をお聞かせください。【複数回答可（３つまで。特に重要と考えるものを選択願います）】

項　目	回答数	割　合
①農業団体・集荷団体の販売計画を重視すべき。	38	18%
②国の需給見通しを重視すべき。	17	8%
③都道府県別の需要実績を重視すべき。	24	11%
④民間在庫量の状況を重視すべき	13	6%
⑤産地の作付意向を重視すべき。	51	24%
⑥国の需給見通しの精査を求めるべき。	44	21%
⑦流通関係者等、より幅広い関係者の意見を聞くべき。	11	5%
⑧ふるさと納税での需要やインバウンド需要などの数字も押さえるべき。	10	5%
⑨特に見直しは不要。	5	2%
⑩その他	14	7%
合計	213	100%

【その他の具体的な内容】

（協議会からの回答内容　抜粋）
・特に集荷団体（商系業者）に対して「生産の目安」について十分に周知するとともに、目安の遵守に向けた実効性のある取組みを実施していただきたい。 ・基準収量が高すぎ、実情と乖離しているため見直すべき。 ・作付意向は全国的に増加しており、なお一層転作への取組・支援を強化し、需要に即した安定供給に配慮すべき。（転作に対しても同様の所得を確保する等）

問５　酒造好適米については、現状の「生産の目安」において、主食用米の中に位置づけられていますが、主食用米とは用途が異なり、酒造用途のみに使用されるものであることから、８年産「生産の目安」において、主食用米と分離することを検討しています。
**　酒造好適米の「生産の目安」を主食用米と別に示すことについてご意見をお願いします。**
※あくまで、「生産の目安」上の取り扱いを検討するものであり、国の要領など他の制度においては、現時点では主食用米として扱われております。

項　目	協議会数	割　合
①　賛成	52 協議会	47%
②　反対	8 協議会	7%
③　どちらでも良い	50 協議会	45%

【具体的な意見】

（協議会からの回答内容　抜粋）
・主食用米価格との乖離により酒米作付けを断念する傾向にあったため、別にすると主食用と並行して需要に沿った作付けがしやすくなる。 ・主食用とは用途が違うため、主食用扱いは疑問（種子も同じ） ・国の要領等と一致させないのであれば、現場で混乱を招くことから反対。

問６　産地交付金の有効活用に向けた検討の基礎資料とするため、以下の回答について、ご協力をお願いします。全道枠各使途における具体的要件に加えて欲しい技術がある場合は、以下に記入してください（収益力向上に資することが明確であり、地域協議会で取組を確認できるものに限るため、要望にお応えできないことがあります）。

（協議会からの回答内容　抜粋）
・カメムシ対策のため走り穂への防除、紋枯れ病防除（近年多発しているので） ・高温対策に帯するケイ酸資材やBS資材の投入技術

問７　その他、自由記載

問7-1　その他、「生産の目安」に関する意見があれば記入願います。

（協議会からの回答内容　抜粋）
【算定方法】
・地域協議会別の生産の目安の設定は、前年実績がベースとなっており、昔から主食用米が基幹作物である当地域では、継続して作付けできる環境であるため、この部分の変更は行わないでほしい。需要が高い産地の目安を増やすなど需要に応じた配分を検討してほしい。
【制度への意見】
・個々の生産者も生産の目安を遵守することにより、米価の安定に繋がることは理解しているが、一方で調整に応じない生産者が結果として多くの所得を得ていることに対して反発もある。 ・今年度のように主食用米の価格が高騰した場合、作付意向が増加するのは当然で転作や非主食用米への転換を促すには説明が困難。生産者への説明を地域ごとに任せるのではなく、北海道として統一した考えの元、生産の目安を守ることによるメリットや守らないことによるペナルティ等を明確に整理し、場合によっては生産者向けの説明会等も開催してほしい。 ・全国的にも道内でも目安を超過している産地もあり、作付け誘導が上手くいかない。現場の職員はただ文句を言われるだけ。必死に守っている地域が馬鹿らしくなる。

問7-2　その他、「産地交付金」に関する意見があれば記入願います。

（協議会からの回答内容　抜粋）
【全道枠の単価・地域枠の確保】
・水張りを維持しつつ主食用米を目安内に収めるには、転作を主食用米と変わらない収入にすることが必要。 ・加工用米等の安定生産のため、主食用米の価格に準ずる仕組みづくりを要望する。 ・本来産地交付金は、市町村ごとに用途を設け交付に充てるべきであり、現状は全道枠の比率が高い。非主食用米助成は必要であるが、個票を減らしてはどうか。
【制度全体への意見・要望】
・産地交付金の仕組みが複雑すぎて、制度を理解できていない農業者も多く、農業者を支援する農協の負担も大きい。特に他の制度と関連してくる場合は、関係者全員が理解するのは困難である。制度の簡素化が必要ではないか。
【水田政策の見直し】
・令和９年度以降の動向を早めに示してほしい。 ・産地交付金は地域の農業ビジョン実現へ向けたインセンティブとして重要な役割を担ってきたものであり、依然として畑作地帯と比べると収量の差は埋めがたいものがある。令和９年度以降の見直しに当たっては、最低限現行の水準や配分額が維持できるよう、万全な予算を確保し支援することを強く求める。

資料３

令和８年産米の「生産の目安」等の設定に係る申し入れについて

令 和 7 年 10 月 17 日
北海道農業協同組合中央会

令和７年 10 月２日の第４回北海道農協米対策本部委員会において、令和８年産米の「生産の目安」等に係るＪＡグループ北海道の考え方が決定したことから、以下のとおり北海道農業再生協議会水田部会へ申し入れる。

記

１．令和８年産米の「生産の目安」の設定に係る考え方

(１) 令和８年産米の全道目安については、国の需給見通しや全国的な作柄を踏まえつつ、北海道米の安定供給の強化と生産者所得の確保の観点から適切な水準に設定すること。

(２)「生産の目安」の実効性確保に向けて、水田部会において、目安の必要性について再認識・再共有を図るとともに、農業者や幅広い集荷業者に対して、「生産の目安」を踏まえた作付推進・集荷の徹底に向けた働きかけを強化すること。

２．令和８年度産地交付金に係る考え方

(１)令和８年度の助成単価は、全国的な需給動向や自民党の農業構造転換推進委員会の検討状況、令和８年度予算概算要求で新たに盛り込まれた事業の動向を注視しつつ、８年産米の「生産の目安」の円滑な推進ならびに加工用米の安定確保のため、適切な単価設定を行うこと。

以上

資料４

令和８年産「生産の目安」の基本的な考え方（案）
昨年からの変更のポイント等

令 和 ７ 年 １０ 月 １７ 日
北海道農業再生協議会水田部会

１　ポイント

○　「生産の目安」上、主食用米の内数となっている酒造好適米について、８年産「生産の目安」において、主食用米と分け、別途設定する。

２　経　　緯

○　酒造好適米は、現行制度上、主食用米として扱われているが、実需者は酒蔵に限定されており、必ずしも主食用米の需給と連動するものではない。

○　産地からも主食用米の目安と分けて設定するよう意見が出されており、今年度実施した地域農業再生協議会へのアンケート調査においても、「生産の目安」を主食用米と分け、別に示すことについて賛成多数となった。

○　上記を踏まえ、本日の水田部会での協議を経て、８年産の「生産の目安」設定に当たり、主食用米と分けて整理することとしたい。

３　変更内容

○　８年産「生産の目安」の基本的な考え方の２（２）に「酒造好適米」を追記する。

○　算定に当たっては、農業団体及び集荷団体から報告される販売計画と、作付意向調査において地域協議会から報告される作付意向を踏まえて算定する。

４　そ の 他

○　８年産「生産の目安」の算定に当たっては、「インバウンド需要の見込み等」を関連情報として整理する。

8年産「生産の目安」の基本的な考え方（案）　新旧対照表

新	旧
8年産「生産の目安」の基本的な考え方 （令和7年10月17日 北海道農業再生協議会水田部会）	**7年産「生産の目安」の基本的な考え方** （令和6年10月10日 北海道農業再生協議会水田部会）
1　米をめぐる情勢 主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年10万トン程度のペースで減少することが見込まれてきたが、近年の高温障害等による精米歩留まりの悪化による玄米ベースでの必要量の増加、インバウンド需要や家計購入量の増加などにより、需要量に対し生産量が不足する事態となっている。また、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。 本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、（削除）需要の拡大が期待される業務用など主食用米を中心に、安定的な需要が見込まれる加工用など非主食	**1　米をめぐる情勢** 主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年10万トン程度のペースで減少することが見込まれており、この傾向は今後も続くと見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。 本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、近年、作付実績と「生産の目安」に乖離が見られる主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安

用米も含めた水稲作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさまざまな需要に応えていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。 2　「生産の目安」の概要 （1）目　的 　行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成 30 年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。 　このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や、直近の需給状況等に柔軟に対応した北海道米の安定供給、水稲作付面積の維持・確保を目的として、全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。 （2）設定内容等 ○　全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定 ○　水稲全体、主食用、酒造好適米、加工用、その他（新規需要米等）※ ○　うるち、もち別 ※　地域協議会に対しては、酒造好適米、加工用米、その他（新規需要米等）の目安を合わせた「主食用以外」の「生産の目安」を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだけ生産す	定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稲作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさまざまな需要に応えていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。 2　「生産の目安」の概要 （1）目　的 　行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成 30 年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。 　このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や、直近の需給状況等に柔軟に対応した北海道米の安定供給、水稲作付面積の維持・確保を目的として、全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。 （2）設定内容等 ○　全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定 ○　水稲全体、主食用、加工用、その他（新規需要米等）※ ○　うるち、もち別 ※　地域協議会に対しては、加工用米とその他（新規需要米等）の目安を合わせた「主食用以外」の「生産の目安」を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだけ生産すれば、全道の「生産の目安」に沿った取組となる」という参考値として示

れば、全道の「生産の目安」に沿った取組となる」という参考値として示す。

■　生産の目安［イメージ］

区分			水稲全体	うち主食用	うち酒造好適米	うち加工用	うちその他
全道	うるち	数量(t)					
		面積(ha)					
	もち	数量(t)					
		面積(ha)					
	合計	数量(t)					
		面積(ha)					

区分			水稲全体	うち主食用	うち主食用以外	(参考) 主食用米以外の内訳 酒造好適米	加工用	その他（作付意向分）	その他
協議会	うるち	数量(t)							
		面積(ha)							
	もち	数量(t)							
		面積(ha)							
	合計	数量(t)							
		面積(ha)							

（3）「生産の目安」の位置付け・考え方

○　全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。

○　地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

3　「生産の目安」の設定等

（1）作付意向調査の実施　（10 月～11 月）

○　道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料を提供。

す。

■　生産の目安［イメージ］

区分			水稲全体	うち主食用	うち加工用	うちその他
全道	うるち	数量(t)				
		面積(ha)				
	もち	数量(t)				
		面積(ha)				
	合計	数量(t)				
		面積(ha)				

区分			水稲全体	うち主食用	うち主食用以外	(参考) 主食用以外の内訳 加工用	その他（作付意向分）	その他（作付推進分）
協議会	うるち	数量(t)						
		面積(ha)						
	もち	数量(t)						
		面積(ha)						
	合計	数量(t)						
		面積(ha)						

（3）「生産の目安」の位置付け・考え方

○　全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。

○　地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

3　「生産の目安」の設定等

（1）作付意向調査の実施　（10 月～11 月）

○　道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料を提供。

○　地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。 　なお、作付意向は、原則として、個々の生産者の作付意向の積み上げによるものとし、意向把握の手法や時期について、地域協議会は十分に検討を行うものとする。 ○　道が全道の水稲作付意向面積の増減（前年比）をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。 ○　地域協議会は、協議会内（ＪＡ・集荷業者等）で全道の調査結果等を情報共有。 **（２）団体ごとの販売計画策定**　（～11 月） ○　農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。 **（３）全道及び地域段階の「生産の目安」（案）の算定**　（12 月） ○　道が全道と地域協議会の「生産の目安」（案）を算定。 （算定方法の概要は別紙のとおり） **（４）「生産の目安」の決定・提示**　（12 月） ○　水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。 **４　「生産の目安」の推進等** **（１）「生産の目安」の推進** ○　全ての米関係者が「生産の目安」に沿った生産の必要性を十分に認識し、それぞれの取組を推進する。 ○　道農業再生協議会（水田部会）は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、	○　地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。 　なお、作付意向は、原則として、個々の生産者の作付意向の積み上げによるものとし、意向把握の手法や時期について、地域協議会は十分に検討を行うものとする。 ○　道が全道の水稲作付意向面積の増減（前年比）をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。 ○　地域協議会は、協議会内（ＪＡ・集荷業者等）で全道の調査結果等を情報共有。 **（２）団体ごとの販売計画策定**　（～11 月） ○　農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。 **（３）全道及び地域段階の「生産の目安」（案）の算定**　（12 月） ○　道が全道と地域協議会の「生産の目安」（案）を算定。 （算定方法の概要は別紙のとおり） **（４）「生産の目安」の決定・提示**　（12 月） ○　水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。 **４　「生産の目安」の推進等** **（１）「生産の目安」の推進** ○　全ての米関係者が「生産の目安」に沿った生産の必要性を十分に認識し、それぞれの取組を推進する。 ○　道農業再生協議会（水田部会）は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、

地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。 ○　農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。 ○　地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき、原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示するほか、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。 　また、生産者別の「生産の目安」を提示した後も、農業団体・集荷業者等と連携し、生産者の作付意向の把握に努め、必要に応じて生産者間の「生産の目安」の調整等を行う。 **（2）産地交付金の活用** ○　今後も米主産地としての地位を揺ぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。 **（3）実施状況の確認等** ○　水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）、生産者別の「生産の目安」の提示・調整状況、作付意向の把握方法等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。	地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。 ○　農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。 ○　地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき、原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示するほか、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。 　また、生産者別の「生産の目安」を提示した後も、農業団体・集荷業者等と連携し、生産者の作付意向の把握に努め、必要に応じて生産者間の「生産の目安」の調整等を行う。 **（2）産地交付金の活用** ○　今後も米主産地としての地位を揺ぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。 **（3）実施状況の確認等** ○　水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）、生産者別の「生産の目安」の提示・調整状況、作付意向の把握方法等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

別紙

８年産「生産の目安」の算定方法の概要

１　算定の流れ

（１）原則として、はじめに全道の「生産の目安」を算定し、これを踏まえて地域協議会の「生産の目安」を算定する。

（２）うるち、もちのそれぞれについて算定する。

２　全道の「生産の目安」の算定方法

（１）数量の目安

ア　水稲全体

イからオの合計値とする。

イ　主食用米

次の情報を総合的に勘案し、算定する。

（ア）農業団体及び集荷団体から報告される８年産米の販売計画における主食用米の販売計画数量

（イ）８/９年の主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」）

（ウ）６/７年の都道府県別需要実績（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」参考統計表）

（エ）前米穀年度末の北海道米の民間在庫量の状況

（オ）作付意向調査において地域協議会から報告される８年産の主食用米作付意向面積

（カ）その他の関連資料（インバウンド需要の見込み等）

ウ　酒造好適米

農業団体及び集荷団体から報告される８年産米の販売計画と、作付意向調査において地域協議会から報告される８年産の作付意向を踏まえて算定する。

エ　加工用米

（ア）うるち

農業団体及び集荷団体から報告される８年産米の販売計画と、作付意向調査において地域協議会から報告される８年産の作付意向を踏まえて算定する。

（イ）もち

７年産米の数量の目安を基本に、農業団体及び集荷団体から報告される８年産米の販売計画における加工用米の販売計画数量及び主食用米の「生産の目安」の対前年増減等を踏まえて算定する。

オ　その他

３（１）ウのうち酒造好適米及び加工用米以外の非主食用米に係る数量の合計値とする。

（２）面積の目安

３（２）による面積の目安の合計値とする。

なお、水稲全体の面積の目安と内訳が一致するよう、内訳の値について所要の調整を行うことがある。

３　地域協議会の「生産の目安」等の算定方法

（１）数量の目安

ア　水稲全体

イ及びウの合計値とする。

イ　主食用米

作付意向調査において地域協議会から報告される７年産の作付実績に、土地改良通年施行面積のうち「８年産の主食用米作付予定面積」を７年産の作付実績に加算し、２（１）イの方法により算定する全道の「生産の目安」及び作付意向調査において地域協議会から報告される８年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、４（２）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

ウ　主食用米以外

次の（ア）から（エ）までの参考値を合計して算定する。

（ア）酒造好適米

作付意向調査において地域協議会から報告される７年産の作付実績に、２（１）ウの方法により算定する全道の「生産の目安」及び作付意向調査において地域協議会から報告される８年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、４（２）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

（イ）加工用米

地域協議会からの作付意向調査の報告（意向面積を「ホクレン集荷分」「北集集荷分」「その他」の３つに区分）を基に、以下の考え方で算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、４（２）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

ａ　「ホクレン集荷分」及び「北集集荷分」

各区分の作付意向と各団体の販売計画を比較した上で、下表のとおり算定する。

作付意向が販売計画を 下回る場合	以下の①～③を勘案して算定する。 ①水稲作付意向に一定割合（２％）を乗じた数量 ②加工用米作付実績 ③加工用米作付意向
作付意向が販売計画を 上回る場合	以下の①と②を勘案し、ホクレン・北集の意向を反映した上で、算定する。 ①加工用米複数年契約の７年産実績 ②ホクレン・北集の販売計画

ｂ　「その他」

ホクレンや北集を通さず、実需者と直接契約する加工用米は「その他」に区分し、前年作付実績を基本に設定する。

（ウ）その他（作付意向分）

作付意向調査において地域協議会から報告される８年産の酒造好適米及び加工用米を除く非主食用米の作付意向により算定する。

なお、作付意向は、４（２）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

（エ）その他（作付推進分）

イ、ウ（ア）、（イ）及び（ウ）の合計が、作付意向調査において地域協議会から報告される７年産の水稲全体の作付意向を下回らないように調整して算定する。

なお、作付意向は、４（２）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

（２）面積の目安（主食用米以外の内訳にあっては参考値）

（１）イ、ウ及び絵の内訳のそれぞれについて、４（２）の換算単収により面積に換算した値とする。

なお、水稲全体の面積の目安は、主食用米及び主食用米以外の面積の合計とする。

４　換算単収の算定方法

（１）全道の面積の目安を算定する際に用いる換算単収

農林水産省が公表した７年産水稲の都道府県別の 10a 当たり平年収量（1.7mm 基準ベース）とする。

（２）地域協議会の数量の目安及び面積の目安を算定する際に用いる換算単収

ア　農林水産省北海道農政事務所が公表した平成 30 年産から令和６年産までの水稲の市町村別収穫量（北海道）のうち 10a 当たり収量を作柄表示地帯別の作況指数により調整した後の値の中庸５年分の平均値（以下、「市町村別７中５平均単収（作況調整後）」という。）を、次の方法により補正した値とする。

（補正方法）

換算単収＝市町村別７中５平均単収（作況調整後）×補正係数

補正係数＝（農林水産省が公表した７年産の北海道全体の平年収量）÷（市町村別７中５平均単収（作況調整後）を元に算定した北海道全体の平均単収）

イ　市町村別７中５平均単収の算定において、秘匿措置により 10a 当たり収量の公表値が７年に満たない場合は、農林水産省が公表した作柄表示地帯別平年収量を用いる。

ウ　地域協議会の区域に複数の市町村が含まれる場合は、該当する市町村の換算単収を区域内の市町村別水稲作付面積により加重平均した値とする。

エ　地域協議会を同一市町村内の複数の区域に分けて「生産の目安」を設定する必要がある場合は、区域ごとの換算単収は算定しない。

オ　前年産と比較して相当程度の増減が見込まれる場合には、必要に応じて所要の調整を行う。

５　その他

（１）各地域協議会の「生産の目安」の合計が全道の目安と整合するよう、所要の調整を行うことがある。

（２）都合により算定方法を変更する必要がある場合は､別途水田部会において協議する。

（３）深掘りの是正に向けて､「生産の目安」と作付実績を直近７カ年で比較し、各年度ごとに深掘り面積を算出した上で、深掘り面積を７中５平均する。算出された面積を前年度作付実績から差し引き、「生産の目安」を設定する。

※３年産は、特異年であるため、７中５平均の対象から除外する。

資料５

令和８年度産地交付金の基本的な考え方について（案）

（令和７年10月17日
北海道農政部農産振興課）

１　産地交付金の概要

別添のとおり

２　産地交付金（全道枠）活用の考え方（令和７年10月17日時点、今後変更する可能性あり）

（１）令和８年度の各品目の助成単価は、令和７年度の単価を基本とする。

（２）戦略作物助成や、産地交付金の取組に応じた配分、コメ新市場開拓等促進事業の支援内容等が、今後の国の予算編成過程で変わった場合や、令和８年度の産地交付金の道への配分額、また、今後の需給環境の動向などによっては、助成単価や対象品目を調整することがある。

なお、調整にあたっては、国の支援の考え方を踏まえるほか、各品目間の助成単価のバランスなどに配慮する。

３　産地交付金の活用計画案（令和７年10月17日時点）

（１）配分の考え方

全道的な課題への対応として配分額の一部（下表の「基礎配分」から「追加配分枠」を除いた額の一部）を全道枠として活用し、残額を地域の実情に即した取組を支援するため、地域枠として各地域協議会へ配分する。

区分		配分時期		配分先		
		当初 (4月)	追加 (10月)	全道枠	地域枠	地域枠（配分の考え方）
基礎配分		○		○	○	・ 過去の当初配分額を基本に、国からの配分額、全道枠の所要額及び地域協議会別の前年度活用実績額等を勘案して配分 ・ 令和5年度以降の畑地化の取組により、地域枠への配分が減少傾向
	追加配分枠 （1割相当）		○	※	○	・ 戦略作物助成の支払いに充当された上で、残余がある場合に国から配分 ・ 当初配分額に基づく10割相当額を基本に、国からの配分額、全道枠の所要額及び地域協議会別の所要額等を勘案して配分
取組に応じた配分	そば･なたねの作付	○			○	・ 実績面積×20千円/10a
	新市場開拓用米の作付		○		○	・ 実績面積×20千円/10a
	地力増進作物の作付		○		○	・ 以下のア及びイの合計面積×20千円/10a ア 支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積（ただし、支援対象年度の作付面積が前年度の産地交付金の追加配分面積より小さい場合は、支援対象年度の作付面積） イ 地域協議会ごとに、以下のいずれか小さい方の実績面積 ① 水稲（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除く）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積 ② 地力増進作物（基幹作）の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積
	新市場開拓用米の複数年契約	○			○	・ 実績面積（ 令和8年からの新規契約分 ）×10千円/10a （コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象）

※　全道枠の必要額に対し、当初配分で不足する場合、追加配分枠から充当することがある。

注）今後の国の予算編成過程で大きく変わることがある。

（２）全道枠活用計画案

（Ｒ８産地交付金の道への配分額や、仕組みによっては変更の可能性あり）

助成内容	助成単価※（上限単価）		備考
	Ｒ７	Ｒ８	
水稲作付面積の維持・確保			
加工用米に対する助成	13 千円 (13 千円)	→	
新市場開拓用米に対する助成	20 千円 (20 千円)	→	
WCS 用稲・飼料用米(SGS に限る)に対する助成	6 千円 (6 千円)	→	
米粉用米に対する助成	15 千円 (15 千円)	→	
加工用米･新市場開拓用米･WCS 用稲の複数年契約に対する助成 【新市場開拓用米は令和 8 年からの新規契約のうちコメ新市場開拓等促進事業で採択された者を除く】	10 千円 (10 千円)	→	
省力化・低コスト化に資する取組に対する助成			
加工用米等	15 千円 (15 千円)	→	
飼料用米	8 千円 (8 千円)	→	
高度な省力化・低コスト化に資する取組に対する助成 【加工用米、新市場開拓用米のみ】	5 千円 (5 千円)	→	

※　Ｒ８単価の矢印は、Ｒ７の予定単価と比較し、
　　→・・・同程度、　↘↗・・増減

※　Ｒ７の最終単価は未確定

（３）配分の調整

・　道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分額の調整を行い、再配分することがある。

・　全道枠と地域枠は、必要に応じて相互に融通して活用することがある。

※　全道枠活用計画案については、助成単価を含め、道再生協水田部会における検討、国の予算措置及び配分の状況や国との協議により、今後内容が変更されることがある。

5　水田活用の直接支払交付金等

令和８年度予算概算要求額　296,000百万円（前年度 287,000百万円）

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり**、**産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組**、**畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

＜政策目標＞

○　麦・大豆の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16万ha［令和５年度］→麦32.8万ha、大豆17万ha［令和12年度まで］）
○　実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
○　米（加工用米・新規需要米を含む）の増産（米の生産量791万t［令和５年度］ → 818万t［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

1．戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2．産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な**産地づくりに向けた取組を支援**します。

3．都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

4．畑地化促進助成

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

5．コメ新市場開拓等促進事業　20,000百万円（前年度 11,000百万円）

産地と実需者との連携の下、酒造好適米・新市場開拓用米等の**生産性向上等に取り組む農業者を支援**します。※6

※6　予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

＜事業の流れ＞

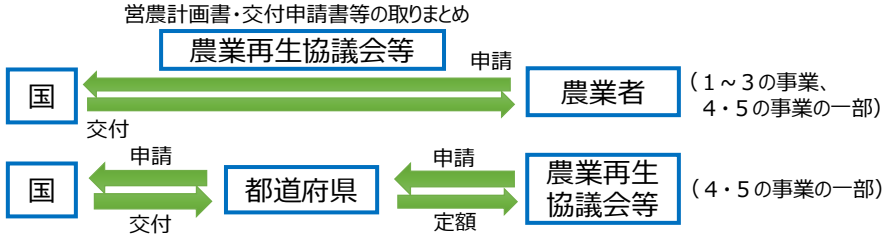

＜事業イメージ＞

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a※2

＜交付対象水田＞

- たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- 5年水張りルールについては、令和７年・８年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

※１：多年生牧草について、収穫のみを行う年は１万円/10a
※２：飼料用米の一般品種について、令和８年度については標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）

産地交付金

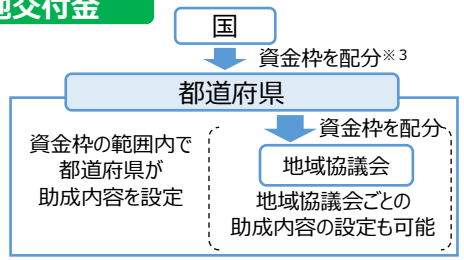

○　当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4（３年以上の新規契約を対象に令和８年度に配分）	1万円/10a

※３：作付転換の実績や計画等に基づき配分
※４：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成※5

①　畑地化支援　　②　定着促進支援
③　産地づくり体制構築等支援　　④　子実用とうもろこし支援

※５：事業の詳細は予算編成過程で検討

［お問い合わせ先］農産局企画課（03-3597-0191）

資料６

令和７年度水田部会の開催予定について

月	令和６年度	令和７年度
4		水田部会（第１回） ・７年産主食用米の「生産の目安」の追加設定について
5		
6		
7	６年産米の生産の目安に即した取組の状況、７年産に向けた改善等に関する検証の実施（事務局）	７年産米の生産の目安に即した取組の状況、８年産に向けた改善等に関する検証の実施（事務局）
8		
9		
10	水田部会（第１回） ・７年産北海道米の「生産の目安」の基本的な考え方について ・令和７年度産地交付金の基本的な考え方について 作付意向調査の実施（事務局）	水田部会（第２回） ・８年産北海道米の「生産の目安」の基本的な考え方について ・令和８年度産地交付金の基本的な考え方について 作付意向調査の実施（事務局）
11	販売計画の策定（団体） 需給見通しの公表（国）	販売計画の策定（団体） 需給見通しの公表（国）
12	７年産北海道米の「生産の目安」案算定 水田部会（第２回） ・７年産北海道米の「生産の目安」について	８年産北海道米の「生産の目安」案算定 水田部会（第３回） ・８年産北海道米の「生産の目安」について
1		
2	水田部会（第３回） ・令和７年度水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用計画案等について ・令和７年度水田部会の開催予定について	水田部会（第４回） ・令和８年度水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用計画案等について ・令和８年度水田部会の開催予定について
3		

※　開催時期や主な議題については、都合により変更される場合がある。